

審査基準

茶・薬用作物等地域特産作物体制強化促進のうち、全国的な支援体制の整備事業及び地域の生産体制強化・需要創出事業の審査基準は以下のとおりとする。

1 全国的な支援体制の整備事業（最大 10 ポイント）

いずれかひとつの評価項目を選択するものとし、配分基準に応じて、以下のとおりポイント付けを行うものとする。

審査基準	評価項目	配分基準	ポイント
成果目標（1）	事前相談窓口を設置し、年間を通じて生産者等からの相談を 10 件以上受けること。	50 件以上 40 件以上 30 件以上 20 件以上 10 件以上	10 8 6 4 2
成果目標（2）	産地サイドと実需者サイドとのマッチングの取組を 3 地域以上で実施すること。	7 地域以上 6 地域 5 地域 4 地域 3 地域	10 8 6 4 2
成果目標（3）	1 つ以上の地域特産作物又は品目について（薬用作物の場合は 3 品目以上について）、産地の指導者等を対象とした栽培技術研修を 3 地域以上で実施すること（ただし、繭・生糸を対象とする場合は、2 地域以上とする。）。	（繭・生糸の場合） 6 地域以上 5 地域 4 地域 3 地域 2 地域 （繭・生糸以外） 7 地域以上 6 地域 5 地域 4 地域 3 地域	10 8 6 4 2 10 8 6 4 2
成果目標（4）	1 つ以上の地域特産作物又は品目について、3 つ以上の産地の生産や流通状況等の調査・分析を実施すること。	8 産地以上 6 産地以上 5 産地 4 産地 3 産地	10 8 6 4 2
成果目標（5）	1 つ以上の地域特産作物又は品目について、実需者や消費者のニーズ等の調査・検討を実施する	5 つ以上 4 つ	10 8

	こと。	3つ 2つ 1つ	6 4 2
成果目標（6）	1つ以上の新作物又は新品種の作付けが行われること。	5つ以上 4つ 3つ 2つ 1つ	10 8 6 4 2
成果目標（7）	1つ以上の栽培技術又は加工技術の改良が行われること。	5つ以上 4つ 3つ 2つ 1つ	10 8 6 4 2
成果目標（8）	農業機械等の開発又は改良が1つ以上行われること。	5つ以上 4つ 3つ 2つ 1つ	10 8 6 4 2
成果目標（9）	新商品の開発が1つ以上行われること。	5商品以上 4商品 3商品 2商品 1商品	10 8 6 4 2
成果目標（10）	地域特産作物に関する普及・啓発に資する取組を3地域以上で実施すること。	8産地以上 6産地以上 5産地 4産地 3産地	10 8 6 4 2
成果目標（11）	地域特産作物の需要拡大に資する新たな評価手法を1以上策定すること。	5手法以上 4手法 3手法 2手法 1手法	10 8 6 4 2
成果目標（12）	卓越技能人材が5人以上登録されていること。	9人以上 8人 7人 6人 5人	10 8 6 4 2

成果目標 (13)	5 地域以上における技術アドバイスをを行うこと（ただし、繭・生糸を対象とする場合は、2 地域以上とする。）。	(繭・生糸以外)	
		9 地域以上	10
		8 地域	8
		7 地域	6
		6 地域	4
		5 地域	2
		(繭・生糸の場合)	
		6 地域以上	10
		5 地域	8
		4 地域	6
3 地域	4		
2 地域	2		
成果目標 (14)	地域特産物に関する情報発信を 1 品目以上すること。	5 つ以上	10
		4 つ	8
		3 つ	6
		2 つ	4
		1 つ	2
成果目標 (15)	技術拠点農場を 1 農場以上設置すること。	5 農場以上	10
		4 農場	8
		3 農場	6
		2 農場	4
		1 農場	2

2 地域の生産体制強化・需要創出事業（最大 10 ポイント）

2 つの評価項目を選択するものとし、配分基準に応じて、以下のとおりポイント付けを行うものとする。また、複数作物が対象となる場合は、主要な 1 つの作物の評価項目を 2 つ選択するものとする。

I 対象作物が茶の場合

審査基準	評価項目	配分基準	ポイント
成果目標 (1)	<ul style="list-style-type: none"> ・事業実施年度の事業実施計画における茶栽培面積に対する改植等の実施面積を 1 % 以上増加。 ・①当該年度に農地中間管理機構と連携して茶の改植等に取り組む、又は②実質化された人・農地プラン等が策定されている若しくは工程表が公表され、1 経営体以上が 	4 % 以上	4
		3 % 以上	3
		2 % 以上	2
		1 % 以上	1
		左記のとおり	1

	中心経営体に位置付けられている場合は1ポイント追加。		
成果目標（2）	<ul style="list-style-type: none"> 有機栽培への転換を行う場合にあっては、有機栽培への転換を実施する対象茶園における有機 JAS 認定等の有機認証取得割合を 100%。 当該年度における茶の改植等の実施面積に占める上記有機認証取得面積の割合を 2%以上増加する場合はポイント追加。 	有機 JAS 認定の取得 10%以上 8%以上 5%以上 2%以上	1 4 3 2 1
成果目標（3）	主要品種指数を直近値の 2 以上低減。 （なお、主要品種指数とは、事業実施地区等における茶品種「やぶきた」の栽培面積を、当該年度の茶栽培面積で除し、100 を乗じた数とする。）	34 以上 26 以上 18 以上 10 以上 2 以上	5 4 3 2 1
成果目標（4）	輸出相手国・地域の MRL 基準をクリアする茶園面積又は出荷量の、全事業実施面積又は事業対象地区における総出荷量に占める割合を直近値より 5 ポイント以上増加。	25 ポイント以上 20 ポイント以上 15 ポイント以上 10 ポイント以上 5 ポイント以上	5 4 3 2 1
成果目標（5）	第4の1(2)イ(エ) bに規定する産地の省力化・低コスト化に資する以下の取組を1つ以上取り組む。 (a) ドローン、無人摘採機等を活用した労働力削減に資する先端技術の実証ほの設置 (b) 新たに導入した品種の栽培技術の確立に資する実証ほの設置 (c) 生産コストの低減に資する土壌分析に基づく適正な施肥の実施や点滴施肥技術の導入 (d) 機械化作業体系に資する茶樹の畝方向の統一化 (e) 国内マーケットの新規創出に向けた発酵茶・半発酵茶等の栽培・加工の取組の実施。	5つ以上 4つ 3つ 2つ 1つ	5 4 3 2 1
成果目標（6）	総出荷量又は総出荷額に占める輸出量又は輸出額の割合を 5 ポイント以上増加。	25 ポイント以上 20 ポイント以上 15 ポイント以上 10 ポイント以上 5 ポイント以上	5 4 3 2 1
成果目標（7）	総出荷量又は総出荷額に占める契約出荷量又は契約出荷額の割合を 5 ポイント以上増加。	25 ポイント以上 20 ポイント以上 15 ポイント以上 10 ポイント以上	5 4 3 2

		5ポイント以上	1
成果目標 (8)	産物 1kg 当たり又は 10a 当たり労働時間を直近値の 2% 以上低減。	10%以上 8%以上 6%以上 4%以上 2%以上	5 4 3 2 1
成果目標 (9)	産物 1kg 当たり又は 10a 当たりの肥料費(施肥量)又は農薬費 (農薬使用量) を直近値より 10%以上削減。	18%以上 16%以上 14%以上 12%以上 10%以上	5 4 3 2 1
成果目標 (10)	農業機械等リース支援を実施する場合に、直近 3 年の平均値に比べて荒茶 1kg 当たり燃油等使用量を 10%以上削減。	18%以上 16%以上 14%以上 12%以上 10%以上	5 4 3 2 1
成果目標 (11)	<p>・導入した凍霜害防止施設等の稼働により、凍霜害等の軽減により直近の凍霜害等による被害単収から 10%以上の単収向上を図る。</p> <p>・支援対象者のうち 1 名以上が収入保険制度に加入している場合は 1 ポイント追加</p>	<p>16%以上 14%以上 12%以上 10%以上</p> <p>収入保険制度への加入</p>	<p>4 3 2 1</p> <p>1</p>
成果目標 (12)	凍霜害防止施設等に要する電力コストを直近年における近隣の平均コストから 10%以上削減する。	18%以上 16%以上 14%以上 12%以上 10%以上	5 4 3 2 1
成果目標 (13)	事業実施主体が実施する地区 (以下「実施地区」という。) において、茶の合計の生産量を 5%以上増加。	13%以上 11%以上 9%以上 7%以上 5%以上	5 4 3 2 1
成果目標 (14)	実施地区において、茶の 10a 当たりの労働時間を 2%以上低減。	10%以上 8%以上 6%以上 4%以上 2%以上	5 4 3 2 1
成果目標 (15)	関連設備・機械の生産効率 (単位時間当たり生産数量等) を直近値の 5%以上向上。	13%以上 11%以上	5 4

		9%以上	3
		7%以上	2
		5%以上	1
成果目標 (16)	(人材確保策の検討に取り組む場合) 受益地区において、新たに人材を1人以上確保する。	5人以上	5
		4人	4
		3人	3
		2人	2
		1人	1

(注) 達成すべき評価項目欄の「ポイント」は、パーセントで表された数字同士の差を指す。

II 対象作物が繭・生糸の場合

審査基準	評価項目	配分基準	ポイント
成果目標 (1)	実施地区において、蚕の飼育数量を5%以上増加。	13%以上	5
		11%以上	4
		9%以上	3
		7%以上	2
		5%以上	1
成果目標 (2)	実施地区において、繭の生産量を5%以上増加。	13%以上	5
		11%以上	4
		9%以上	3
		7%以上	2
		5%以上	1
成果目標 (3)	実施地区において、蚕種の生産量を5%以上増加。	13%以上	5
		11%以上	4
		9%以上	3
		7%以上	2
		5%以上	1
成果目標 (4)	実施地区において、蚕の飼育に必要な桑の栽培面積を5%以上増加。	11%以上	5
		9%以上	4
		7%以上	3
		6%以上	2
		5%以上	1
成果目標 (5)	10a 又当たりは繭 100kg 当たり労働時間を直近値の2%以上低減。	10%以上	5
		8%以上	4
		6%以上	3
		4%以上	2
		2%以上	1

成果目標（６）	関連設備・機械の生産効率（単位時間当たり生産数量等）を直近値の５％以上向上。	13%以上	5
		11%以上	4
		9%以上	3
		7%以上	2
		5%以上	1
成果目標（７）	マッチングの取組により、生産者と実需者の契約を1つ以上創出。	5 契約以上	5
		4 契約	4
		3 契約	3
		2 契約	2
		1 契約	1
成果目標（８）	（人材確保策の検討に取り組む場合） 受益地区において、新たに人材を1人以上確保する。	5人以上	5
		4人	4
		3人	3
		2人	2
		1人	1

Ⅲ 対象作物がいぐさの場合

審査基準	評価項目	配分基準	ポイント
成果目標（１）	実施地区において、一戸当たりのいぐさの栽培面積を直近3ヶ年の平均値に比べて3%以上増加。	11%以上	5
		9%以上	4
		7%以上	3
		5%以上	2
		3%以上	1
成果目標（２）	1戸当たりの収穫面積（ほかの農家から収穫作業を受託する面積を含む。）を直近3ヶ年の平均値に比べて10%以上増加。	18%以上	5
		16%以上	4
		14%以上	3
		12%以上	2
		10%以上	1
成果目標（３）	実施地区において、一戸当たりの畳表の生産量を直近3ヶ年の平均値に比べて3%以上増加。	11%以上	5
		9%以上	4
		7%以上	3
		5%以上	2
		3%以上	1
成果目標（４）	実施地区において、指定銘柄品畳表の出荷割合を直近3ヶ年の平均値に比べて3ポイント以上増加。	11ポイント以上	5
		9ポイント以上	4
		7ポイント以上	3
		5ポイント以上	2
		3ポイント以上	1
成果目標（５）	10a 当たりの労働時間を直近値の2%以上削減。	10%以上	5
		8%以上	4

		6%以上	3
		4%以上	2
		2%以上	1
成果目標（6）	関連設備・機械の生産効率（単位時間当たり生産数量等）を直近値の5%以上向上。	13%以上	5
		11%以上	4
		9%以上	3
		7%以上	2
		5%以上	1
成果目標（7）	いぐさ原草1kg当たりの燃油等使用量を直近3ヶ年の平均値に比べて10%以上削減。	18%以上	5
		16%以上	4
		14%以上	3
		12%以上	2
		10%以上	1
成果目標（8）	（人材確保策の検討に取り組む場合） 受益地区において、新たに人材を1人以上確保する。	5人以上	5
		4人	4
		3人	3
		2人	2
		1人	1

（注）達成すべき評価項目欄の「ポイント」は、パーセントで表された数字同士の差を指す。

IV 対象作物が薬用作物（漢方薬の原料向け）の場合

審査基準	評価項目	配分基準	ポイント
成果目標（1）	・実施地区において、事業で取り組む薬用作物の合計の栽培面積を5%以上増加。 ・当該年度に農地中間管理機構に農地の斡旋を受け新植促進に取り組む場合は1ポイント追加。	20%以上 15%以上 10%以上 5%以上	4 3 2 1
		農地中間管理機構との連携	1
成果目標（2）	実施地区において、事業で取り組む薬用作物の合計の生産量を5%以上増加。	25%以上 20%以上 15%以上 10%以上 5%以上	5 4 3 2 1
成果目標（3）	実施地区において、事業で取り組む薬用作物の10a当たりの労働時間を2%以上低減。	10%以上 8%以上 6%以上 4%以上 2%以上	5 4 3 2 1

成果目標（４）	種苗増殖実証に取り組む薬用作物について、１つ以上を種苗として供給。	５つ以上 ４つ ３つ ２つ １つ	５ ４ ３ ２ １
成果目標（５）	１つ以上の薬用作物について、製薬企業等と生産に係る契約を締結。	５契約以上 ４契約 ３契約 ２契約 １契約	５ ４ ３ ２ １
成果目標（６）	１つ以上の薬用作物について、日本薬局方に定める規格基準を満たす。	５つ以上 ４つ ３つ ２つ １つ	５ ４ ３ ２ １
成果目標（７）	（初めて当該地区で栽培を行う薬用作物の品目の場合又は薬用作物の新植の促進に取り組む場合）実施地区において、受益農業従事者以外に薬用作物の栽培に取り組む農業従事者が１人以上増加。	５人以上 ４人 ３人 ２人 １人	５ ４ ３ ２ １
成果目標（８）	関連設備・機械の生産効率（単位時間当たり生産数量等）を直近値の５％以上向上。	１３％以上 １１％以上 ９％以上 ７％以上 ５％以上	５ ４ ３ ２ １
成果目標（９）	（人材確保策の検討に取り組む場合） 受益地区において、新たに人材を１人以上確保する。	５人以上 ４人 ３人 ２人 １人	５ ４ ３ ２ １

V 対象作物が薬用作物（漢方薬の原料以外向け）の場合

審査基準	評価項目	配分基準	ポイント
成果目標（１）	実施地区において、事業で取り組む薬用作物の合計の栽培面積を５０％以上拡大。	９０％以上 ８０％以上 ７０％以上 ６０％以上 ５０％以上	５ ４ ３ ２ １
成果目標（２）	実施地区において、事業で取り組む薬用作物の合計の生産量を５０％以上拡大。	９０％以上 ８０％以上	５ ４

		70%以上	3
		60%以上	2
		50%以上	1
成果目標（3）	実施地区において、事業で取り組む薬用作物の10a当たりの労働時間を5%以上削減。	25%以上削減	5
		20%以上削減	4
		15%以上削減	3
		10%以上削減	2
		5%以上削減	1
成果目標（4）	種苗増殖実証に取り組む薬用作物について、1つ以上を種苗として供給。	5つ以上	5
		4つ	4
		3つ	3
		2つ	2
		1つ	1
成果目標（5）	（初めて当該地区で栽培を行う薬用作物の場合）事業実施後に実施地区において受益農業従事者以外に薬用作物の栽培に取り組む農業従事者が5人以上増加。	13人以上	5
		11人以上	4
		9人以上	3
		7人以上	2
		5人以上	1
成果目標（6）	関連設備・機械の生産効率（単位時間当たり生産数量等）を直近値の5%以上向上。	13%以上	5
		11%以上	4
		9%以上	3
		7%以上	2
		5%以上	1
成果目標（7）	（人材確保策の検討に取り組む場合） 受益地区において、新たに人材を1人以上確保する。	5人以上	5
		4人	4
		3人	3
		2人	2
		1人	1

VI 対象作物が他の地域特産作物の場合

審査基準	評価項目	配分基準	ポイント
成果目標（1）	受益地区において、事業で取り組む地域特産作物の栽培面積を5%以上増加。	13%以上	5
		11%以上	4
		9%以上	3
		7%以上	2
		5%以上	1

成果目標（２）	受益地区において、事業で取り組む地域特産作物の生産量を５％以上増加。	13%以上	5
		11%以上	4
		9%以上	3
		7%以上	2
		5%以上	1
成果目標（３）	受益地区において、事業で取り組む地域特産作物の10a当たりの労働時間を５％以上削減。	25%以上	5
		20%以上	4
		15%以上	3
		10%以上	2
		5%以上	1
成果目標（４）	受益地区において、事業で取り組む地域特産作物の10a当たりの収量を５％以上増加。	25%以上	5
		20%以上	4
		15%以上	3
		10%以上	2
		5%以上	1
成果目標（５）	事業で取り組む地域特産作物について、１社以上の供給先を確保。	5社以上	5
		4社	4
		3社	3
		2社	2
		1社	1
成果目標（６）	（初めて当該地区で栽培を行う地域特産作物の場合）当該事業の受益農業従事者以外で、当該事業で生産に取り組む地域特産作物の栽培を行う農業従事者が３人以上増加。	7人以上	5
		6人	4
		5人	3
		4人	2
		3人	1
成果目標（７）	関連設備・機械の生産効率（単位時間当たり生産数量等）を直近値の５％以上向上。	13%以上	5
		11%以上	4
		9%以上	3
		7%以上	2
		5%以上	1
成果目標（８）	（永年性工芸作物の改植に取り組む場合） 事業実施年度の事業実施計画における永年性工芸作物の栽培面積に対する改植の実施面積を１％以上増加	5%以上	5
		4%以上	4
		3%以上	3
		2%以上	2
		1%以上	1
成果目標（９）	（人材確保策の検討に取り組む場合） 受益地区において、新たに人材を１人以上確保する。	5人以上	5
		4人	4
		3人	3
		2人	2
		1人	1

VII 需要の創出に係る取組（作物共通）を行う場合

審査基準	評価項目	配分基準	ポイント
成果目標（1）	開発した新商品を1つ以上販売開始。	5つ以上	5
		4つ	4
		3つ	3
		2つ	2
		1つ	1
成果目標（2）	全出荷額又は全出荷量に占める、新商品の出荷額又は出荷量の割合を1%以上確保。 なお、新規作物について新商品開発を行う場合には、事業実施主体の農業販売額に占める新商品販売額の割合を1%以上確保。	5%以上	5
		4%以上	4
		3%以上	3
		2%以上	2
		1%以上	1
成果目標（3）	新たな販路を1つ以上拡大。 なお、新たな販路の開拓には、取組前年度に販売実績の無い販売先に新たに販売を開始することに加え、既存販路において本事業の取組により新たに開発又は企画した商品の販売を開始することも含むこととする。	5つ以上	5
		4つ	4
		3つ	3
		2つ	2
		1つ	1
成果目標（4）	契約取引量指数を直近値より7以上増加。	35以上	5
		28以上	4
		21以上	3
		14以上	2
		7以上	1
成果目標（5）	生産効率（単位時間当たり生産数量等）を直近値の5%以上向上。	13%以上	5
		11%以上	4
		9%以上	3
		7%以上	2
		5%以上	1

3 共通（最大20ポイント）

1及び2のそれぞれの事業のポイントに加え、以下の評価項目について、定性的に評価し、採択の順位付けの際に考慮するものとする。

なお、審査に当たり、事業の要件を満たす場合であっても、次の事項に該当する者は採択しないものとする。

- ・過去3ヶ年に「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（昭和30年法律第179号）第17条第1項又は第2項に基づく交付決定取消のある応募団体（共同機関を含む。）

- ・効率性を除く審査基準のうち1項目でも0ポイントとなった場合

審査基準	評価項目	配分基準	ポイント
有効性	【目的・目標の妥当性】 <ul style="list-style-type: none"> ・事業テーマに適切に対応し、政策性を有する提案課題となっているか。 ・事業実施の目的・目標が、具体的かつ明確に設定されているか。 ・目標の達成を判断するために、適切な指標を設定しているか。 ・目標の達成により、事業テーマに応じた我が国農業が抱える課題の解決に向けた効果が期待できるものとなっているか。 	十分認められる。 おおむね認められる。 一部認められる。 認められない。	5 3 1 0
効率性	【事業実施計画の妥当性】 <ul style="list-style-type: none"> ・目標達成のための妥当なスケジュールであるか。 ・予算計画は妥当なものになっているか。 ・目標達成に必要な取組内容を過不足なく取り上げているか。 ・事業実施計画における取組内容間の関係及び順序は適切か。 	十分認められる。 おおむね認められる。 一部認められる。 認められない。	5 3 1 0
実現性	【事業実施体制の妥当性】 <ul style="list-style-type: none"> ・事業を的確に遂行するために必要な実施体制、事業整備等を有し、役割分担、責任体制が明確になっているか。事業を推進するために効果的な実施体制となっているか。 ・事業代表者に十分な管理能力があるか。関連する取組の経験、実績を相当程度有しているか。 ・特定の事業実施場所を選定する事業にあつては、事業内容に適した事業実施場所が選定されているか。 ・事業遂行に係る経理その他の事務についての的確な管理体制及び処理能力を有しているか。 	十分認められる。 おおむね認められる。 一部認められる。 認められない。	5 3 1 0
公益性	【国の支援の妥当性】 <ul style="list-style-type: none"> ・申請内容は、事業の趣旨に則ったものであるか。 ・成果の享受が特定の受益者のみにとどまらず、公益的な波及効果が期待されるか。 ・新たな技術開発等に係る事業にあつては、技術の進歩に画期的な役割を果たし、新しい産業の創出へ発展の手掛かりが期待できるなど、提案課題に新規性・先進性が期待されるか。 	十分認められる。 おおむね認められる。 一部認められる。 認められない。	5 3 1 0

(注1) 革新計画において、今後の普及すべき新たな営農体系の実施に産地全体の環境整備が必要な場合の取組方針として活用想定事業等が定められており、その内容が適切と判断される場合、同ポイントの申請書類が複数あった際に優先的に採択するものとする。なお、革新計画との関連した事業を申請する場合にあつては、革新計画が策定されていることを証明できる書類を添付することとする。

(注2) 輸出事業計画の認定規程（令和2年4月1日付け農林水産大臣決定）に基づき策定された輸出事業計画において、関連事業に関する事項等が定められており、農林水産大臣により認定されている場合は、2及び3までに定めるポイントに加え、1ポイントを加算できるものとする。ただし、追加公募には適用しないものとする。

(注3) 中山間地ルネッサンス事業実施要綱(平成29年3月31日付け28農振第2275号農林水産事務次官依命通知)に基づき策定された地域別農業振興計画において、関連事業に関する事項等が定められており、地方農政局長により認定され、又は認定されることが確実と見込まれ、かつ、事業実施計画が適切と判断される場合は、優先的に採択するものとする。ただし、追加公募には適用しないものとする。